

重要事項確認書(芝生墓所)

☒	確認事項	利用案内
☐	・埋蔵できるのは、人のご遺骨のみです。ペットなどのご遺骨は埋蔵できません。	条例・規則
☐	・今回の公募数は、永年・10年(市内居住者のみ)・30年(市外居住者のみ)使用合わせて、50基です。	P1
☐	・使用料は、永年(市内居住者)100万円(市外居住者)120万円、10年(市内居住者・継続可)40万円、30年(市外居住者・継続不可)110万円、管理料は8千円/年です。	P1
☐	・長久手市内居住者で、お墓に埋蔵されていないご遺骨をお持ちの場合、埋葬許可証(火葬執行済証)のコピーが必要です。(原本の確認をさせていただきます。)	P2
☐	・後日、郵送で受付番号をお知らせします。抽選は、受付番号で行います。	P2
☐	・抽選日は10月8日(火)、卯塚墓園管理事務所にて公開抽選予定です。	P2
☐	・抽選結果を10月17日(木)に発送します。また、ホームページに掲載します。	P2
☐	・11月8日(金)までに申請書を提出してください。提出がないと、当選が無効になります。辞退する場合は、速やかにご連絡ください。辞退届を提出して頂きます。	P2
☐	・申請者の住所は住民票の住所としてください。応募時には資格審査は行いません。当選後、資格審査のために住民票と戸籍謄本等の関係書類が必要です。	P4
☐	・応募者＝申請者＝使用者です。当選後の申請者の変更はできません。使用者の死亡による承継以外の権利移転や転貸はできません。	P4
☐	・当選後に、資格要件から外れていたことが判明した場合は、抽選に当選しても無効になります。	P4
☐	・芝生墓所と樹木型合葬式墓所の両方の使用者となることはできません。	P4
☐	・落選者の中から、優先順位を決めて再抽選することがあります。(キャンセルなどにより、区画が空いた場合、該当区画について、補欠者が当選となります。)	P4
☐	・1世帯で2通以上の応募があった場合は、全て無効になります。	P4
☐	・墓所区画は、選択できません。	P4
☐	・使用者の負担(別途)で墓石の変更は規格内で可能です。	P5
☐	・銘板、花筒、線香台などは使用者が別途用意してください。	P5
☐	・墓石、銘板は使用者の責任で管理してください。	P6
☐	・ご遺骨の埋蔵は必ず申請し、使用者の責任において執り行ってください。僧侶などによる儀式、供養は自由です。	P6
☐	・不正な手段で使用許可を受けたときや使用料を指定期限までに納付しない時は、使用の許可を取り消すことがあります。	P8
☐	・承継を行っていく墓所です。使用する必要が無くなった時には、墓所の原状回復と返還手続きを速やかに行ってください。	P8
☐	・当選後、納付された使用料は、例え使用開始前、埋蔵前であっても、原則還付しません。十分検討の上、申し込んでください。	P8
☐	・応募用紙に記載漏れはありません。	記載確認
以上の確認(全てに☑)のほか、「利用のご案内」に従い、応募します。		
令和6年 月 日 応募者氏名		

重要事項確認書(樹木型合葬式墓所)		
☒	確認事項	利用案内
☐	・埋蔵できるのは、人のご遺骨のみです。ペットなどのご遺骨は埋蔵できません。	条例・規則
☐	・今回の公募数は300体分です。1つの申請につき、 申請者本人を含め3親等3体 まで申請できます。	P1
☐	・使用料は、ご遺骨1体につき市内居住者15万円、市外居住者20万円です。	P1
☐	・長久手市内居住者で、お墓に埋蔵されていないご遺骨をお持ちの場合、埋葬許可証(火葬執行済証)のコピーが必要です。(原本の確認をさせていただきます。)	P2
☐	・後日、郵送で受付番号をお知らせします。抽選は、受付番号で行います。	P2
☐	・抽選日は10月8日(火)、卯塚墓園管理事務所にて公開抽選予定です。	P2
☐	・抽選結果を10月17日(木)に発送します。また、ホームページに掲載します。	P2
☐	・11月8日(金)までに申請書を提出してください。提出がないと、当選が無効になります。辞退する場合は、速やかにご連絡ください。辞退届を提出して頂きます。	P2
☐	・申請者の住所は住民票の住所としてください。応募時には資格審査は行いません。当選後、資格審査のために住民票と戸籍謄本等の関係書類が必要です。	P4
☐	・応募者＝申請者＝使用者です。当選後の申請者の変更はできません。使用者の死亡による承継以外の権利移転や転貸はできません。	P4
☐	・当選後に、資格要件から外れていたこと(使用者と埋蔵予定者が3親等以内でなかった等)が判明した場合は、抽選に当選しても無効になります。	P4
☐	・芝生墓所と樹木型合葬式墓所の両方の使用者となることはできません。	P4
☐	・落選者の中から、優先順位を決めて再抽選することがあります。(キャンセルや資格外などにより、補欠者が当選となります)。	P4
☐	・当選後に、埋蔵するご遺骨(生前予約を含む)の氏名を変更することはできません。	P4
☐	・同一のご遺骨(生前予約を含む)について、2通以上の重複応募があった場合は、全て無効になります。	P4
☐	・納骨する位置は決められません。なお、1つの申請書に記載された方(3親等3体まで)は、同じ位置に納骨します。	P4
☐	・ご遺骨の埋蔵は管理者が行い、完了通知をいたします。 埋蔵の立会はできません 。埋蔵通知到着後、僧侶などによる儀式・供養は自由です。	P7
☐	・すでに埋蔵されたご遺骨は、返還できません。 申請の際には、ご親族とともに十分ご検討ください。	P7
☐	・埋蔵する際には、手数料(10,000円+消費税)や骨袋代などが必要です(令和6年現在)。	P7
☐	・不正な手段で使用許可を受けたときや使用料を指定期限までに納付しない時は、使用の許可を取り消すことがあります。	P8
☐	・当選後、納付された使用料は、例えば使用開始前、埋蔵前であっても、原則還付しません。十分検討の上、申し込んでください。	P8
☐	・応募用紙に記載漏れはありません。	記載確認
以上の確認(全てに☑)のほか、「利用のご案内」に従い、応募します。		
令和6年 月 日 応募者氏名		